

職業安定法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

目次

- 職業安定法施行令（昭和二十八年政令第二百四十二号）（抄）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 職業安定法施行令等の一部を改正する政令（平成十五年政令第五百四十二号）（抄）（附則第二項条関係）・・・・・・・・・・・・・5
- 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十号）（抄）（附則第二項関係）・・・・・・・・・・・・・6
- 青少年の雇用の促進等に関する法律第十一条の労働に関する法律の規定等を定める政令（平成二十八年政令第四号）（抄）（附則第三項条関係）・・・・・・・7

改正案	現行
<p>（法第五条の五第一項第三号の政令で定める労働に関する法律の規定）</p> <p>第一条 職業安定法（以下「法」という。）<b>第五条の五第一項第三号の労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。</b></p> <p>一 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）<b>第四条、第五条、第十五条第一項及び第三項、第二十四条、第三十二条、第三十四条、第三十五条第一項及び第三項、第三十六条第六項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第三十七条第一項及び第四項、第三十九条第一項、第二項、第五項、第七項及び第九項、第五十六条第一項、第六十一条第一項、第六十二条第一項及び第二項、第六十三条、第六十四条の二（第一号に係る部分に限る。）、第六十四条の三第一項、第六十五条、第六十六条、第六十七条第二項並びに第四百十一条第三項の規定（これらの規定を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。）第四十四条（第四項を除く。）の規定により適用する場合を含む。）</b></p> <p>二 法第五条の三第一項（労働者の募集を行う者に係る部分に限る。）<b>、第二項及び第三項、第五条の四（労働者の募集を行う者に係る部分</b></p>	<p>（新設）</p>

に限る。）、第五条の五第三項、第三十六条、第三十九条（労働者の募集を行う者に係る部分に限る。）、第四十条、第四十二条の三において読み替えて準用する法第二十条（労働者の募集を行う者に係る部分に限る。）並びに第五十一条（労働者の募集を行う者に係る部分に限る。）の規定

三 最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）第四条第一項の規定  
四 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第五条から第七条まで、第九条第一項から第三項まで、第十一条第一項、第十一条の二第一項、第十二条及び第十三条第一項の規定（これらの規定を労働者派遣法第四十七条の二の規定により適用する場合を含む。）

五 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第六条第一項、第十条（同法第十六条、第十六条の四及び第十六条の七において準用する場合を含む。）、第十二条第一項、第十六条の三第一項、第十六条の六第一項、第十六条の八第一項（同法第十六条の九第一項において準用する場合を含む。）、第十六条の十、第十七条第一項（同法第十八条第一項において準用する場合を含む。）、第十八条の二、第十九条第一項（同法第二十条第一項において準用する場合を含む。）、第二十条の二、第二十三条第一項から第三項まで、第二十三条の二、第二十五条、第二十六条及び第五十二条の四第二項（同法第五十二条の五第二項において準用する場合を含む。）の規定（これらの規定を労働者派遣法第四十七条の三の規定により適用する場合を含む。）

(法第二十六条第一項の政令で定める者)

第二条 法第二十六条第一項の政令で定める者は、小学校(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。)のみを卒業した者(中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校、中等教育学校、大学若しくは高等専門学校又は特別支援学校の中学部若しくは高等部の学生又は生徒を除く。)とする。

(法第三十二条第一号の政令で定める労働に関する法律の規定)

第三条 法第三十二条第一号(法第三十二条の六第六項、第三十三条第四項及び第五項並びに第三十三条の三第二項において準用する場合を含む。)の労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。

一 労働基準法第一百七十七条及び第一百八条第一項(同法第六条及び第五十六条に係る部分に限る。)の規定並びにこれらの規定に係る同法第一百二十一条の規定(これらの規定が労働者派遣法第四十四条(第四項を除く。)の規定により適用される場合を含む。)

二(五) (略)

六 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第六十二条から第六十五条までの規定

(法第二十六条第一項の政令で定める者)

第一条 職業安定法(以下「法」という。)第二十六条第一項の政令で定める者は、小学校(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。)のみを卒業した者(中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校、中等教育学校、大学若しくは高等専門学校又は特別支援学校の中学部若しくは高等部の学生又は生徒を除く。)とする。

(法第三十二条第一号の政令で定める労働に関する法律の規定)

第二条 法第三十二条第一号(法第三十二条の六第六項、第三十三条第四項及び第五項並びに第三十三条の三第二項において準用する場合を含む。)の労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。

一 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第一百七十七条及び第一百八条第一項(同法第六条及び第五十六条に係る部分に限る。)の規定並びにこれらの規定に係る同法第一百二十一条の規定(これらの規定が労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)以下「労働者派遣法」という。)第四十四条(第四項を除く。)の規定により適用される場合を含む。)

二(五) (略)

六 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第六十二条から第六十五条までの

七・八  
(略)

七・八 規定  
(略)

○ 職業安定法施行令等の一部を改正する政令（平成十五年政令第五百四十二号）（抄）（附則第二項関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則 （経過措置）</p> <p>2 この政令の施行前に、職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第八十二号）第二条の規定による改正前の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律附則第四項前段の規定に違反した者に対する職業安定法施行令第<u>三</u>条第二号の規定の適用については、なお従前の例による。</p>	<p>附 則 （経過措置）</p> <p>2 この政令の施行前に、職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第八十二号）第二条の規定による改正前の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律附則第四項前段の規定に違反した者に対する職業安定法施行令第<u>二</u>条第二号の規定の適用については、なお従前の例による。</p>

○ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十号）（抄）（附則二項関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>（欠格事由等に関する経過措置）</p> <p>第五条 当分の間、次の表の上欄に掲げる法令の規定を適用する場合においては、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>			
(略)	(略)	(略)	(略)
<p>職業安定法施行令（昭和二十八年政令第二百四十二号）<u>第三条</u> <u>第二号</u></p>	<p>規定</p>	<p>規定並びに労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第七十三号）<u>附則</u> <u>第六条第六項及び第七項</u>の規定</p>	<p>職業安定法施行令（昭和二十八年政令第二百四十二号）<u>第二条</u> <u>第二号</u></p>
(略)	(略)	(略)	(略)
<p>職業安定法施行令（昭和二十八年政令第二百四十二号）<u>第二条</u> <u>第二号</u></p>	<p>規定</p>	<p>規定並びに労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第七十三号）<u>附則</u> <u>第六条第六項及び第七項</u>の規定</p>	<p>職業安定法施行令（昭和二十八年政令第二百四十二号）<u>第二条</u> <u>第二号</u></p>
(略)	(略)	(略)	(略)

○ 青少年の雇用の促進等に関する法律第十一条の労働に関する法律の規定等を定める政令（平成二十八年政令第四号）（抄）（附則第三項関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>青少年の雇用の促進等に関する法律第三十三条の規定により読み替えて適用する同法第十一条の労働に関する法律の規定を定める政令</p> <p>（削る）</p>	<p>青少年の雇用の促進等に関する法律第十一条の労働に関する法律の規定等を定める政令</p> <p>1  青少年の雇用の促進等に関する法律（以下「法」という。）第十一条の労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一  労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第四条、第五条、第十五条第一項及び第三項、第二十四条、第三十二条、第三十四条、第三十五条第一項、第三十六号第六項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第三十七条第一項及び第四項、第三十九条第一項、第二項、第五項、第七項及び第九項、第五十六条第一項、第六十一条第一項、第六十二条第一項及び第二項、第六十三条、第六十四条の二（第一号に係る部分に限る。）、第六十四条の三第一項、第六十五条、第六十六条、第六十七条第二項並びに第四百四十一条第三項の規定（これらの規定を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第四十四条（第四項を除く。）の規定により適用する場合を含む。）</p> <p>二  職業安定法（昭和二十二年法律第四百四十一号）第五条の三第一項（</p>



労働者の募集を行う者に係る部分に限る。）、第二項及び第三項の規定

三 最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）第四条第一項の規定  
四 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第五条から第七条まで、第九条第一項から第三項まで、第十一条第一項、第十一条の二第一項、第十二条及び第十三条第一項の規定（これらの規定を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第四十七条の二の規定により適用する場合を含む。）

五 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第六条第一項、第十条（同法第十六条、第十六条の四及び第十六条の七において準用する場合を含む。）、第十二条第一項、第十六条の三第一項、第十六条の六第一項、第十六条の八第一項（同法第十六条の九第一項において準用する場合を含む。）、第十六条の十、第十七条第一項（同法第十八条第一項において準用する場合を含む。）、第十八条の二、第十九条第一項（同法第二十条第一項において準用する場合を含む。）、第二十条の二、第二十三条第一項から第三項まで、第二十三条の二、第二十五条、第二十六条及び第五十二条の四第二項（同法第五十二条の五第二項において準用する場合を含む。）の規定（これらの規定を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第四十七条の三の規定により適用する場合を含む。）

法第三十三条の規定により読み替えて適用する法第十一条の労働に関

の規定により読み替えて適用する法第十一条の労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。

一 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第四条及び第五条（船員職業安定法（昭和二十三年法律第三十号）第八十九条第一項の規定により適用する場合を含む。）の規定

二（略）

三 最低賃金法（昭和三十四年法律第三百二十七号）第四条第一項の規定

四 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第五条から第七条まで、第九条第一項から第三項まで、第十一条第一項、第十一条の二第一項、第十二条及び第十三条第一項の規定（これらの規定を船員職業安定法第九十条の規定により適用する場合を含む。）

五 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第六条第一項、第十条（同法第十二条、第十六条の四及び第十六条の七において準用する場合を含む。）、第十二条第一項、第十六条の三第一項、第十六条の六第一項、第十九条第一項（同法第二十条第一項において準用する場合を含む。）、第二十条の二、第二十三条第一項から第三項まで、第二十三条の二、第二十五条、第二十六条及び第五十二条の四第二項（同法第五十二条の五第二項において準用する場合を含む。）の規定

する法律の規定であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。

一 労働基準法第四条及び第五条（船員職業安定法（昭和二十三年法律第三十号）第八十九条第一項の規定により適用する場合を含む。）の規定

二（略）

三 最低賃金法第四条第一項の規定

四 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第五条から第七条まで、第九条第一項から第三項まで、第十一条第一項、第十一条の二第一項、第十二条及び第十三条第一項の規定（これらの規定を船員職業安定法第九十一条の規定により適用する場合を含む。）

五 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第六条第一項、第十条（同法第十六条、第十六条の四及び第十六条の七において準用する場合を含む。）、第十二条第一項、第十六条の三第一項、第十六条の六第一項、第十九条第一項（同法第二十条第一項において準用する場合を含む。）、第二十条の二、第二十三条第一項から第三項まで、第二十三条の二、第二十五条、第二十六条及び第五十二条の四第二項（同法第五十二条の五第二項において準用する場合を含む。）の規定